

鳥取県告示第214号

平成11年鳥取県告示第751号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
1 指定する地区			1 指定する地区		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
			鳥取市国府町万葉の里地区	鳥取市	<ol style="list-style-type: none"> 1 鳥取市国府町町屋の一部（鳥取市因幡万葉歴史館、鳥取市食文化体験施設万葉の館及び史跡公園周辺の区域） 2 袋川左岸堤防の次の区間（鳥取市桜つつみ公園及び鳥取市水辺の楽校の区域を含む。） 起点 国府中央橋 終点 国府橋 3 市道町屋10号線の次の区間 起点 鳥取市国府町町屋字中石倉142 終点 市道庁6号線 4 市道庁6号線の次の区間 起点 市道町屋10号線 終点 鳥取市国府町町屋字一丁田69
			鳥取市鳥取砂丘オアシス広場地区	鳥取市	<ol style="list-style-type: none"> 1 鳥取砂丘オアシス広場及び駐車場 2 市道浜湯山海岸線の次の区間 起点 県道鳥取砂丘細川線 終点 鳥取市福部町湯山2164 822地先 3 1、2及び県道鳥取砂丘細川線に囲まれた区域 4 県道鳥取砂丘細川線の

倉吉市伝統的建造物群・ポケットパーク周辺地区	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 1 倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区の区域 2 市道仲ノ町明治町二丁目線の次の区間 起点 県道倉吉福本線 終点 市道東仲町住吉町線 3 県道倉吉福本線の次の区間 (北側歩道に限る。) 起点 市道仲ノ町明治町二丁目線 終点 市道仲ノ町明治町線 4 倉吉市仲ノ町及び東仲町の各一部 (つつじ公園及びポケットパーク周辺の区域) 	
略			

		<p>次の区間の車道と同車道の南側の遊歩道とに狭まれた区域並びに同遊歩道及びその南側5メートルまでの区域</p> <p>起点 鳥取市福部町湯山字高濱2164 773地先 終点 鳥取市福部町湯山字高濱2164 803地先</p>
鳥取市用瀬町赤波川溪谷おう穴群地区	鳥取市	<ul style="list-style-type: none"> 1 県道智頭用瀬線の次の区間 起点 鳥取市用瀬町赤波字ハル谷1512 終点 鳥取市用瀬町赤波字渡瀬1503 2 1に接する赤波川
鳥取市浜村ふれあいの道地区	鳥取市	<ul style="list-style-type: none"> 1 市道浜村温泉みどり1号線の次の区間 起点 国道9号 終点 県道郡家鹿野気高線 2 鳥取市気高町新町三丁目の一部 (新町1号公園の区域) 3 鳥取市気高町北浜三丁目の一部 (北浜公園の区域)
倉吉市伝統的建造物群・ポケットパーク周辺地区	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 1 倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区の区域 2 市道仲ノ町明治町二丁目線の次の区間 起点 県道倉吉福本線 終点 市道東仲町住吉町線 3 県道倉吉福本線の次の区間 (北側歩道に限る。) 起点 市道仲ノ町明治町二丁目線 終点 市道仲ノ町明治町線 4 倉吉市仲ノ町及び東仲町の各一部 (つつじ公園及びポケットパーク周辺の区域)
略		

2 略

2 略